

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ウガンダ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：クィーンズウェイ変電所改修計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2014年12月下旬

2 参加要件

海外における電力案件に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月19日から2014年2月21日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月19日から2014年2月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月7日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月下旬
- (5) 契約交渉 : 3月下旬～4月上旬

5 業務の目的

近年ウガンダは約7%の高い経済成長を遂げており、2007年から2012年までの電力需要は年率9.7%で増加している。2013年時点のウガンダの電力供給は約560MW（設備容量820MW）であるが、2020年には電力需要は約1,000MWに達すると言われている。増加する電力需要に対応するため、ウガンダ政府は発電能力の増強を喫緊の課題としており、水力、火力、地熱等を活用した発電所の計画を進めている。一方で急増する電力需要に対応する送配電施設の整備が遅れており、カンパラ首都圏では電力供給の不安定化や計画停電が頻発するなど、市民の生活、企業活動に悪影響を及ぼしている。

カンパラ市の中心部に位置するクィーンズウェイ変電所は、1992年に我が国の支援により整備された、市内でも最も電力供給量が大きい変電所である。本変電所は、既に耐用年数を超えていることに加え、近年の経済発展に伴う電力需要の増加のため、過負荷状態での運用を余儀なくされている。変電機器が過負荷で故障すればカンパラ全体の大停電に繋がる恐れがあるため、現在、ウガンダ政府は計画停電によって電力供給を抑制している。送配電施設のキャパシティ不足により、今後、発電所の開発により電力供給が増加しても、現状以上の電力量の配電は困難となっている。かかる状況を踏まえ、カンパラ市内の配電ネットワークの再構築のため、クィーンズウェイ変電所をより高圧の送電線（132 kV）から直接受電できるように改修し、カンパラ市内への送配電キャパシティを増加させることが喫緊の課題となっており、今般、本変電所の改修に関する無償資金協力「クィーンズウェイ変電所改修計画」が我が国に要請された。

ウガンダ政府は、国家開発計画（NDP）において持続的な経済成長を通じた貧困撲滅を掲げ、電力・エネルギーセクターを最重要セクターの一つとしている。特に、2004年12月に策定された包括的な国家計画である「第3次貧困撲滅行動計画（Poverty Eradication Action Plan: PEAP）」において、経済成長を重点分野の一つとして掲げ、経済成長、生産・競争力・所得向上には経済社会インフラの整備が不可欠との認識の下、電力セクター開発に取り組んでいる。本事業はこれら政策に合致する。また、我が国の対ウガンダ国別援助方針の重点分野「経済インフラ成長を実現するための環境整備」にも合致する。

以上を踏まえ、本準備調査は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

【要請内容】

既設クィーンズウェイ変電所に132/33kV及び132/11kV変圧器を設置し、既設132kV送電線から電力を引き込み、既設の33kV及び11kV配電網に電力供給するもの。具体的な要請内容は以下のとおり。

- (1) 既設クィーンズウェイ変電所敷地内における変圧器の新設（132/33kV変圧器(60MVA×1式)、132/11kV変圧器(40MVA×2式)）
- (2) 既設クィーンズウェイ変電所敷地内における132kVガス絶縁開閉装置(1式)の新設
- (3) 既設クィーンズウェイ変電所敷地内における配電盤の新設（33kV配電盤(1式)、11kV配電盤(1式)）
- (4) 既設132kV送電線から既設クィーンズウェイ変電所敷地内の変圧器までの地中送電線（132kV、500m）の敷設
- (5) 既設クィーンズウェイ変電所敷地内における変電所建屋の新設
- (6) 既設クィーンズウェイ変電所敷地内の既設33/11kV変圧器の取り外し
- (7) SCADA他各種付帯設備機器

(8) 上記のプロジェクト実施に必要なコンサルティングサービス

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ウガンダ国カンパラ市

(2) 業務内容

- ・インセプション・レポートの作成、説明、協議
- ・プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認、
- ・無償資金協力で実施する必要性、緊急性の検討、
- ・他ドナー支援動向確認
- ・プロジェクト実施体制の確認、
- ・サイト状況（自然条件、埋設物等）調査
- ・潮流解析
- ・プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
- ・相手国負担事項の確認、維持管理計画の策定
- ・プロジェクトの概略事業費の積算
- ・協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理
- ・プロジェクトの評価
- ・準備調査報告書（案）の作成、先方への説明
- ・準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2014年4月中旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2014年5月下旬)
- (3) 準備調査報告書案 (2014年8月中旬)
- (4) 概略事業費(無償)積算内訳書 (2014年8月中旬)
- (5) 機材仕様書 (2014年8月中旬)
- (6) 概要資料 (2014年8月下旬)
- (7) 準備調査報告書 (2014年11月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 電力計画 (評価対象予定者)
- (2) 変電設備 (評価対象予定者)
- (3) 送電設備 (評価対象予定者、対象国経験・語学力評価せず)
- (4) 潮流解析
- (5) 施設計画
- (6) 調達計画 / 積算

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。